

◆宅地建物取引士証再交付について

〈必要書類等〉

1. 宅地建物取引士証再交付申請書

※亡失、滅失の届出を警察署に行い、申請書の理由欄に届出警察署名と届出番号を記入してください。

2. カラー顔写真2枚（好3cm×ヨコ2.4cm）（無帽・正面・上半身・無背景）

3. 印鑑（申請書に押印が必要）

4. 本人確認のための証明書類等（運転免許証、パスポートなど）

5. 群馬県証紙4, 500円（再交付申請書に貼付）

※群馬県証紙は、群馬県庁地下1階の売店で購入できます。そのほかの場所でお買い求めの場合は、証紙売りさばき所で販売場所の御確認をお願いします。

※群馬県庁3階では、キャッシュレス決済を導入していますので、ぜひ御利用ください。

■ 宅建士証の再発行にあたっては本人確認が必要となります。

申請にあたっては、本人が直接申請してください。（郵送不可）

■ 再発行される宅建士証の郵送を希望する場合は、460円（送料110円＋簡易書留料金350円）分の切手を貼付した返信用封筒が必要になります。

■ 汚損・破損の場合、新宅建士証受領の際に旧宅建士者証を提出してください。

提出先：〒371-8570

前橋市大手町1-1-1 県庁22階

県土整備部住宅政策課宅建業係

TEL027-226-3525